

レンタル契約書(契約書番号 M〇〇-〇〇)

〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下 甲という)と、ベレンクラフト株式会社 (以下 乙という)とは、レヨコンプ PS10 の賃貸借に関して以下のとおり合意した。

1. レンタル物件

(1) 乙はドイツ・レヨネックス製レヨコンプ PS10 とその付属品を別表 1 に記載された内容のとおり甲に賃貸する。

賃貸にはプログラム更新および電話、メール、Web による使い方の説明を含む。

(2) レンタル物件の宅配料は乙が負担する。

(3) レンタル物件であるレヨコンプ PS10 の同梱付属品以外の消耗品はレンタルに含まない。消耗品とは、センサー、クロスディテクタ、プレートディテクタ、メモリーカードなどを指す。これらの消耗品を甲は割引価格(レヨコンプユーザー価格)にて乙から購入することができる。甲が購入した消耗品をレンタル契約終了後、乙が買い取ることは原則として行わない。

(4) バッテリー(充電池)は賃貸開始時に新品が付く。過放電などでバッテリーを交換する場合は甲が乙に代金を支払う。

2. レンタル期間

(1) レンタル期間は最短 6 か月とする。乙が納品場所に配送した日をレンタル開始日とし、甲が該当物件を返送した日をレンタル終了日とする。レンタルは少なくとも 6 ヶ月は継続され、途中解約できない。ただし、レヨコンプを新規に購入する場合はこの限りでない。

(2) レンタル契約は甲から解約の申し出がない限り継続される。解約は甲が 1 ヶ月前の月末までに書面（郵送またはファクス）にて乙に申し出る。かつ、甲は乙が解約通知を受領したことを確認する。たとえば、3 月末日にレンタルを終了したい場合は、2 月末日までに解約を申し出る。

3. 賃借人、甲および賃貸人、乙の義務

(1) 甲はレンタル期間中、レンタル物件であるレヨコンプ PS10 およびその付属品をていねいに使い、必要な手入れを行なう。誤って落としたり、ぶつけて損傷、故障した場合の修理費用は甲が負担する。

(2) レンタル期間の終了後、翌日に甲は別表 1 に記載されたレンタル対象品(ハードウェアとソフトウェア)およびその付属品を乙に返却する。返送の宅配料は乙が負担する(着払伝票使用)。

(3) 冠水や火災、過電圧による賃借対象品の損傷および盗難に対しては甲が責任を負う。

4. レンタル料金及び支払い条件

(1) レンタル料金は毎月 1 日から月末日までの月額 27,500 円(税込)とする。

レンタル料金の支払いは前払いとする。

(2) レンタル開始日が月の前半の場合、当月のレンタル料金は半額とする。レンタル開始日が月の後半の場合、翌月から料金が発生する。

(3) 甲は支払いにクレジットカード決済を利用する。甲が初回にクレジットカード決済の手続きを行った後は、定期的に毎月課金される。銀行振込み等、ほかの支払方法は利用しない。

(4) 解約時は原則として、賃借終了月の末日まで使用し、日割計算による精算は行わない。つまり、レンタル開始日が月の前半の場合は最短のレンタル期間は 6 ヶ月半になる。

(5) 円のユーロに対する為替レートが大きく変動したときは、乙は 1 か月以上前までに甲に連絡の上、月額レンタル料金を変更することができる。ただし、初めの 6 か月間は変更しない。

(6) レンタル契約締結後、乙が納品場所に配送してから、甲が乙の責によらない事由により当該契約を取り消す場合は、甲はキャンセル料として 1 か月分のレンタル料金を支払う。また、付属品のクロスディテクタを開封後は追加で 50,820 円(税込)を支払う。

5. レンタル物件の引き渡し

(1) 本契約書を取り交わし、甲が初回のクレジットカード決済手続きを完了した後、乙は、レンタル物件を甲が指定する場所へ配送する。レンタル契約の解約時には、甲は同物件をレンタル終了日の翌日に乙あてに返送する。レンタル物件の引き渡しおよび返却に要する宅配料は乙の負担とする。

(2) 甲はレンタル物件の搬入を受けたときは、直ちに荷受け証を乙に郵送する。

(3) 甲が乙からレンタル物件を受け取った後、3 日以内に物件の性能上の欠陥につき書面による通知をしなかった場合は、物件は通常の性能を整えた状態で甲に引き渡されたものと

する。

6. その他

(1) レヨンプ PS10 が故障したと思われる場合、甲は乙に状況を説明する。点検・修理が必要と判断された場合は、乙は甲に貸出機を送る。この際の宅配便送料は乙が負担する。ただし、本機を過って落としてしまったなど、甲の過失による故障の場合は、修理費用、宅配便送料等は甲が負担する。

(2) レンタル対象物件に使用しているソフトウェアの無料アップデートの提供時に、甲がこれを希望するときは、乙に連絡の上、レヨンプ PS10 本体だけを乙あてに送る。往復の宅配料は甲が負担する。アップデートの作業は即日行えるため、貸出機の提供はない。

(3) レヨンプを新規に購入する場合は、それまで支払ったレンタル料金の合計を購入費用に充当することはできない。

(4) また、最初の 6 ヶ月を経ないで購入に切り替える場合、利用中のディテクタは続けて使用することが前提になる（購入代金の一部に該当する）。

(5) 本契約の変更、追加は書面にて行なう。

(6) 本契約の一部が無効になる、または無効になった場合でも、その他の契約事項はこれに影響されない。

以上、本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各 1 通を保有する。

甲(賃借人)

乙(賃貸人)

年 月 日

年 月 日

住所：

東京都杉並区阿佐谷北 3-29-9

氏名：

実印

ベレンクラフト株式会社

代表取締役 野呂瀬 民知雄

印鑑登録証明書添付

別表 1 レンタル物件明細（契約書番号 M○○-○○）

レンタル物件名称	数量
レヨコンプ PS10 RAH/M9	1
充電器（AC アダプタ）	1
専用ケース	1
グリーンカード	1
クロスディテクタ・ラージエリア S 3m 接続コード付き	1
取り扱い説明書	1

PS10 RAH/M9 製造番号： ○○○○. ○○. ○○

月額レンタル料金（税込）： 27,500 円